

財団法人 佐賀県社会保険協会個人情報取扱規定

目 次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 協会が取扱う個人情報の保護（第5条－第11条）

第3章 個人データの取扱い（第12条－第16条）

第4章 システムにおける安全確保（第17条）

第5章 安全確保上の問題への対応（第18条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、財団法人佐賀県社会保険協会（以下「協会」という）の行う事業に係る個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、個人情報の適正な取扱い及び個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、性別、生年月日、住所、その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。
- （2）個人データ「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。この「個人情報データベース」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、またはコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則（アイウエオ順）に従って整理し、特定の個人情報を容易に検索できるよう、他人によつても容易に検索可能な状態においているものをいう。
- （3）本人 個人情報から特定される個人をいう。

（協会の責務）

第3条 協会は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（協会長の責務）

第4条 協会長は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当っては個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

第2章 協会が取扱う個人情報の保護

（収集の制限）

第5条 個人情報を収集する時は、当該事業の目的に必要な範囲内で収集しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 協会は、事業の目的以外の目的のために、個人情報当該協会の内部において利用し、又は当該協会以外のものに提供してはならない。ただし、次の号に該当するときは、この限りではない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

(適正管理)

第7条 協会は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 協会は、個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理者の設置)

第8条 協会長は、個人情報の安全管理に係る業務遂行の責任者である管理責任者を設置しなければならない。

(個人情報取扱担当者の指定)

第9条 協会長は、個人情報の取扱いを含む業務を実施する職員を担当者として指定しなければならない。

(職員の責務)

第10条 協会の職員又は職員であった者が、その職務で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、又は不当な目的に使用してはならない。

(教育)

第11条 管理責任者は、職員に対し、個人情報の取扱いについての理解を深めるために必要な教育・訓練を行うものとする。

第3章 個人データの取扱い

(アクセスの制限)

第12条 保有する個人情報についてのアクセスについては、当該各号に定めるところによる。

(1)

管理責任者は、当該個人情報にアクセスする権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最低限の職員に限らなければならない。

(2) アクセス権限を有しない職員は、個人情報にアクセスしてはならない。

(3) 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

第13条 職員は、業務上知り得た個人情報を取扱う場合であっても、次に掲げる行為については、管理責任者の指示に従う。

(1) 個人情報の複製

(2) 個人情報の送信

(3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送信又は持出し

(4) その他個人情報の適正な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正)

第14条 職員は、個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、管理責任者の指示に従い訂正を行うものとする。

(媒体の管理)

第15条 職員は、管理責任者の指示に従い、個人情報が記載されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があるときは、施錠された保管場所への保管を行う。

(廃棄等)

第16条 個人情報または保有個人情報が記録されている媒体が不要になった場合には、管理責任者の指示に従い、当該個人情報の復元または判読が不可能な方法により当該情報の消去又は媒体の廃棄を行う。

第4章 システムにおける安全確保

(アクセス制御)

第17条 個人情報の内容に応じて、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずることとする。

第5章 安全確保上の問題への対応

(報告及び再発防止)

第18条 個人情報漏えい等が発生した場合に対応するために、次に掲げる体制を整備するものとする。

- (1) 漏えいの事実を知った職員は、速やかに管理責任者に報告する。
- (2) 管理責任者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずる。
- (3) 管理責任者は、発生した経緯、被害状況等を調査し、協会長に報告する。
- (4) 管理責任者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。